

政策Ⅱ-1-(1)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	投資サービスに関する制度整備
16年度重点施策	投資サービスにおける投資者保護の拡充
参考指標	金融審議会等での検討状況

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること

3. 政策の内容

今事務年度においては、外国為替証拠金取引に基づく被害の拡大を防止するため、外国為替証拠金取引が先物取引と同様の性質を有するデリバティブ取引であると整理し、金融先物取引法を改正することにより、外国為替証拠金取引を取扱う業者に対し、金融・証券先物取引に関するルールに倣ったルールに基づいて、行政による監督がなされるよう、所要の法案（金融先物取引法案）を国会に提出し、政令・府令を整備することとしました。

また、21世紀の金融を支える新しい枠組みとして、縦割り規制から、機能別・横断的なルールに転換する等の観点に立って、金融サービスに関するルールの整備を進めていくことが重要です。このため、適切な利用者保護と公正・効率・透明な市場の構築を目的として、「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた検討を開始することとしました。

4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

金融先物取引法改正に伴い、委託者等の保護上支障をきたすことのないよう、財務面・人的構成等の観点から登録拒否要件を明記するとともに、業者に対する行為規制の厳格化、自己資本規制の導入等といった措置により、事後監視型の委託者等保護策を強化しており、政策目標である「投資者の保護」の達成に資するものとなっています。

また、投資サービスにおける投資家保護のあり方について検討を行うため、16年9月以降、金融審議会金融分科会第一部会を計14回開催しました(17年7月7日現在)。

17年7月にとりまとめられた「中間整理」においては、前述の五つの論点（① 投資サービスの対象範囲、② 規制内容、③ 集団投資スキーム（ファンド）、④ 市場のあり方について、⑤ ルールの実効性の確保（エンフォースメント））を柱として基本的な考え方が示されています。

今後、金融審議会においては、より具体的な、措置すべき内容についての検討に移る方針であり、こうした金融審議会の議論の結果を踏まえつつ、「投資サービス法（仮称）」の法制化に向けた作業が実施される予定です。ひいては、横断的法制の下で、「預金者、保険契約者、投資者等の保護」が確保され、金融イノベーションが促進されるとともに、業者間の健全な競争が働くことを通じ、「活力のある金融システム」が創造されることが期待されます。

5. 今後の課題

投資サービスにおける投資家保護のあり方については、金融審議会第一部会において、より具体的な、措置すべき内容についての検討に移る方針であり、金融庁としても、「中間整理」を踏まえ、「投資サービス法（仮称）」の法制化に向けた作業を実施することとしています。

以上を踏まえ、平成 18 年度において投資サービスに係るルール策定等の体制強化のための機構定員要求等を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向け業務は適切に実施（「投資サービス法（仮称）」の法制化に向けた作業の実施）されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要があります。